

いじめ防止基本方針

田村市立船引小学校

1 趣 旨

本校におけるいじめについて対策を講じ、発生を防止し、一人ひとりの児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるようにするとともに、変化の激しい社会において、生涯にわたり心身ともに調和のとれた人間関係の育成を目指すものとする。

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめに対する基本的な考え方

全児童が安心して、安全に生活できるように、全職員でいじめに対する共通理解を図り、組織的に対応する。いじめは、その学校にもどの学級にもどの児童にも起こりうるものという基本認識に立ち、いじめの積極的な認知に努め、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

2 目 的

- (1) 全児童を対象に、一人ひとりの人格を尊重し、個性・能力の伸長を図りながら、いじめ防止に対する適切な指導を図る。
- (2) 教育課程の全ての領域にわたり、児童間のよりよい人間関係を築かせ、学校教育全体を通して前向きに生活できる態度を育成する。

3 方 針

- (1) 全職員が共通理解にたち、学校教育の全領域であらゆる機会を通して、児童同士、児童と教師間のよりよい人間関係が保てるように指導にあたる。
- (2) 児童一人ひとりの実態を把握し、児童の持つ優れた能力をさらに伸長するように指導にあたる。
- (3) いじめは「暴力」「暴力を伴ういじめ」「暴力を伴わないいじめ」と幅広い行為が含まれるが、いじめの認知にあたっては、行為自体の問題性を軽重で深刻か否かを判断するのではなく、それがもたらす苦痛を見据えて判断するようにする。
- (4) いじめ発生時には迅速に実態分析、対策検討を行い、いじめ事案の解決への適切な指導を組織的に行う。

4 組 織

次に掲げる委員を以て、いじめ対策委員会を組織する。委員長は生徒指導主事とする。

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・教務 ・養護教諭 ・生徒指導主事
- ・学年主任 ・該当学級担任 ・教育相談係 ・スクールカウンセラー

5 校内指導体制

* いつでも、小さな事でも気軽に相談し合える体制 ～報告・連絡・相談の機能を生かして～

